

藤沢市辻堂地区における
自然災害時における個別避難計画について
(行動計画) (案)

2024 年 8 月

辻堂地区防災協議会個別避難計画作業部会
藤沢市 (監修<予定>)

2024 年 9 月 1 日版

目次

1. 前書き：趣旨と目的
2. 避難計画作成のために読んでおくべき資料と読むべき関係者
3. 辻堂地区を襲う自然災害のリスク
4. 避難をはじめるタイミング
 - 4-1. 地震の場合
 - 4-1-1. 南海トラフ地震の場合
 - 4-2. 津波の場合
 - 4-3. 風水害の場合
5. 個別避難計画の作成
 - 5-1. 他人の助力を必要としない場合の避難計画の作成
 - 5-2. 他人の助力を必要とする場合の避難計画の作成
 - 5-2-1. 避難行動要支援者のための避難計画の作成手順

1. 前書き：趣旨と目的

本資料は、辻堂地区において想定される自然災害リスクから全員が命を守る取組として、個々人が避難計画を立案する際に考え、実施していただくための行動計画を記しています。辻堂地区を襲う自然災害には地震・津波のほか、台風や集中豪雨に伴う洪水・内水氾濫あるいはがけ崩れなど、多様です。これらの災害のうち、地震がほぼ辻堂全体に同様の揺れをもたらす一方、津波や洪水・内水氾濫のように場所によってリスクが大きく異なる場合があります。まずは、地区内にお住いの全員がこれらのリスクを理解し、脅威に直面した時にとるべき行動を事前に決めておくことが重要です。

災害時の行動は、基本的には各自が決めることですが、どうしたらよいかわからない、という方もおいででしょう。また、人によっては隣近所や知り合い、あるいは日頃お世話になっている事業者さん等の助けを必要とする場合があると思います。一方、このような支援を必要とされる方に対して支援をする側の方もおいででしょう。災害が発生した場合あるいは発生しそうな場合、支援を要する人、支援をする人はどうすればよいのでしょうか？こうした疑問にお答えしようと考えてこの行動計画を作成しました。災害の発生に際して、辻堂地区の皆さんがお互いに協力し合い、誰一人取り残さずに命が助かるための準備をしていこうではありませんか。

2. 避難計画作成のために読んでおくべき資料と読むべき関係者

ふじさわ防災ナビ いまわたしたちにできること（保存版）：全員が読む必要があります。

ふじさわ防災ナビ 避難行動要支援者編（リーフレット）：避難行動に支援を要する方々及び避難行動を支援する自治会・町内会，自主防災組織，民生委員・児童委員等の関係者

避難行動要支援者の支援体制づくりについて（手順書）：避難行動を支援する自治会・町内会，自主防災組織，民生委員・児童委員等の関係者

藤沢市個別避難計画作成の手引き：自主防災組織・自治会の個別避難計画の作成に係わる方

関係する URL 等（必要な情報を得るための元のサイトを示しています。下記のサイトから必要な項目をクリックしてください）

神奈川県 e かなマップ（図 2）：<https://www2.wagmap.jp/pref-kanagawa/Portal>

辻堂地区津波ハザードマップ（図 3）：

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bousai/bosai/bosai/hazardmap/tsunami/h25hazardmap.html>

辻堂地区洪水・内水，土砂災害ハザードマップ（図 4）：

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bousai/bosai/bosai/hazardmap/dosha/h25hazardmap.html>

気象庁ホームページ（図 7）：<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuknowledge.html>

辻堂地区避難先一覧（図 8）：

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kikikanri/bosai/fusuigaisonae.html>

辻堂地区防災マップ（図 9）：

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kikikanri/bosai/fusuigaisonae.html>

藤沢市カメラ監視システム：http://os3-359-12855.vs.sakura.ne.jp/fujisawa_public/

国土交通省「川の防災情報」：<https://www.river.go.jp/index>

3. 辻堂地区を襲う自然災害のリスク

地震：首都直下地震や南海トラフ地震など、いつ起きてもおかしくない地震が想定されています。これらの地震では、辻堂地区は場合によっては「震度6弱」以上になることがあります。震度が「5強」以下の場合には家屋の倒壊はよほど古い木造家屋などに限られますが、「6弱」以上になると、かなりの被害が出るのが予想されます。

辻堂地区では、どの地域が特に危ないということではなく、どこでも同じように古い家屋の倒壊などの被害を考えておく必要があります。また、火事の発生に気を付けなくてはなりません。現時点では首都直下地震の発生が懸念されますが、首都直下地震は南関東で発生するM7クラスの地震のことを総称しており、どこで発生するかにより辻堂での震度は大きく異なります。図1は首都直下地震として考えられる震源の位置を示しています。

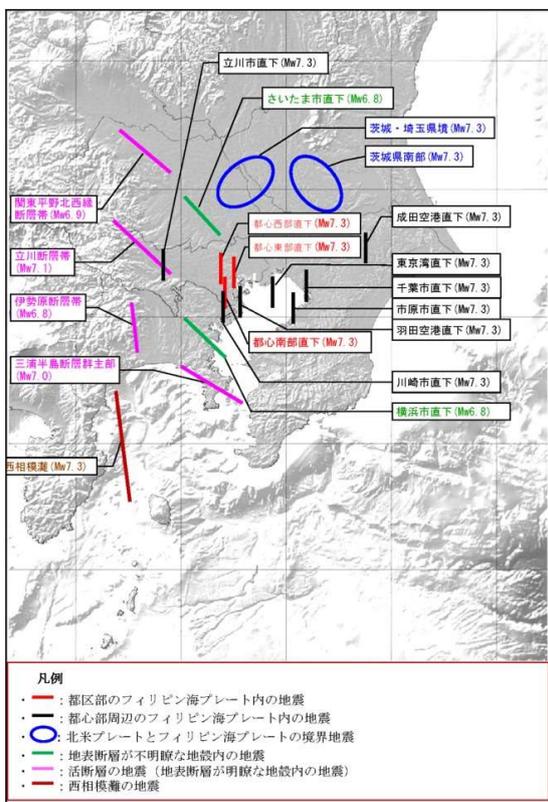


図1：首都直下地震の想定震源。

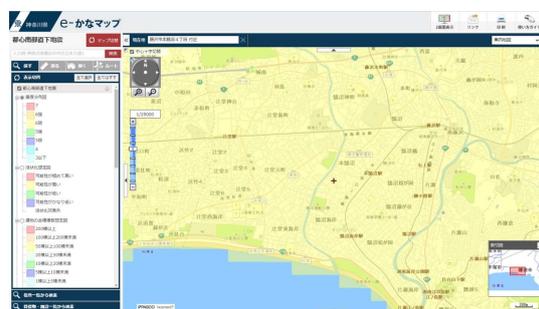


図2a：都心南部直下地震 (M7.3) による辻堂付近の震度分布 (eかなマップによる)

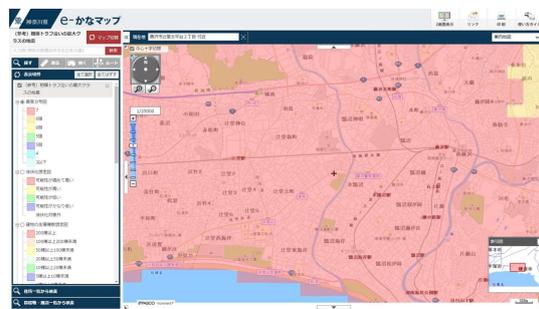


図2b：相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (M8.6) による辻堂付近の震度分布想定 (eかなマップ)

メディアにしばしば登場する都心南部直下地震 (M7.3) が発生した場合、辻堂付近の震度分布はおおむね「6強」となりかなりの被害が生じる恐れがあります (図2a)。また、近い将来の発生が懸念されているわけではありませんが、相模トラフで最大級のM8.6の地震が発生すると辻堂付近の震度は「7」となる恐れがあります。なお、図1に示す想定震源の中で辻堂に最も近い三浦半島断層群でM7.0の地震が発生した場合は辻堂付近の震度は「5強」程度です。これらはどんな地震によってどのくらいの震度が発生するかを想定したもの

ですが、これとは別に国の地震本部では今後 30 年以内に全国の震度 6 弱以上の発生確率を推定しており、それによると関東から九州に至る太平洋岸は大変高い確率となっています。ですので、近い将来辻堂付近でも大きな被害を発生する地震が起こる可能性が高いと考えられますので、地震の備えを怠らないことが大変重要です。

津波：南海トラフ地震などのように海底で M7 クラス以上の大きな地震が発生すると津波が発生します。発生場所や地震の大きさによって辻堂の海岸を襲う津波の高さや海岸に到達するまでの時間は異なりますが、海岸近くにお住まいの方や、海岸近くにおいて地震を感じた場合は直ちに高い場所に避難する必要があります。また、津波は川を遡上するため、引地川沿いにお住まいの方は遡上する津波による川の氾濫にも警戒する必要があります。藤沢市カメラ監視システム（引地川）や国土交通省「川の防災情報」などを常時から監視しておくと思います。これらはパソコンの Web 上で検索が可能です。

図 3 は辻堂地区の津波ハザードマップです（「藤沢防災ナビ」の 81-82 頁に同じ図があります）。辻堂地区では辻堂太平台一丁目、辻堂太平台二丁目、辻堂東海岸一丁目、辻堂東海岸二丁目、辻堂東海岸三丁目、辻堂東海岸四丁目、辻堂西海岸一丁目、辻堂西海岸二丁目、辻堂西海岸三丁目に津波浸水想定域が設定されています。想定外の津波に備えるため、これらの地区に隣接する地区や県道 30 号線の少し北側にお住まいの方々も津波には注意する必要があります。

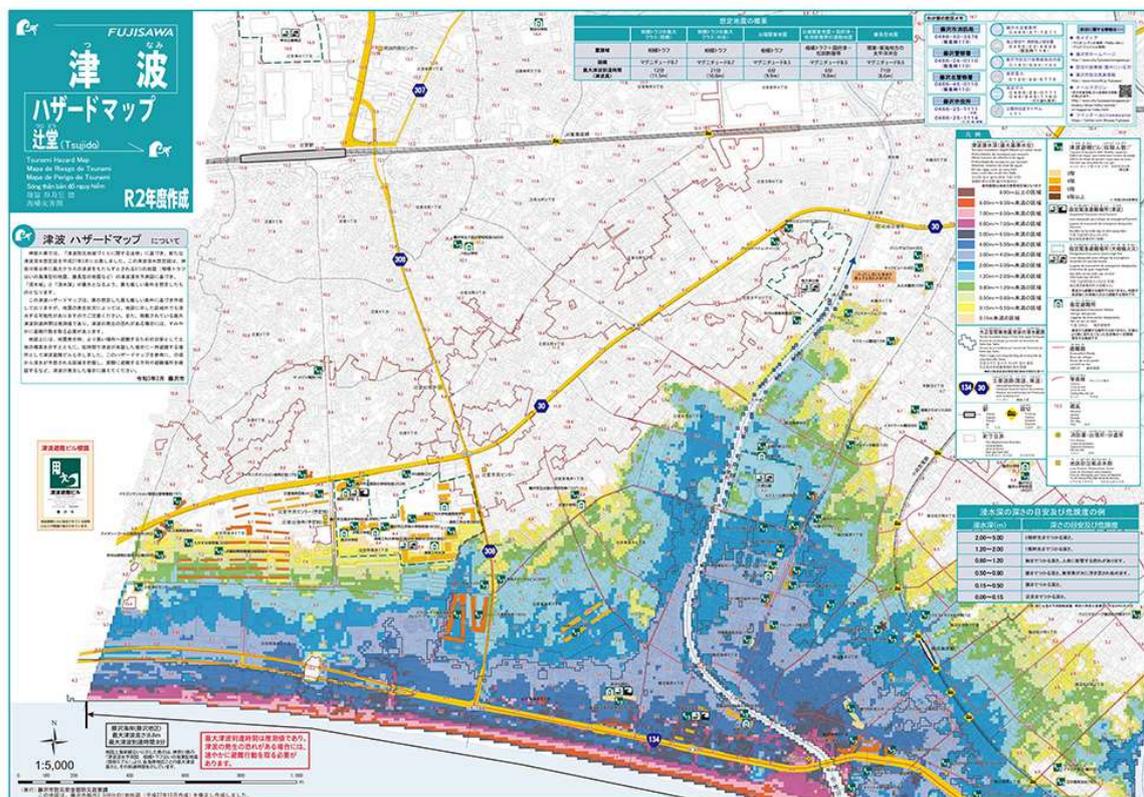


図 3：辻堂地区津波ハザードマップ

洪水・内水氾濫及び土砂災害：近年、気候変動に伴うと思われる風水害の激甚化が世界的な問題になっています。日本では、梅雨期からその終末期にかけて多発する線状降水帯などによってある特定の地域に長時間多量の雨が降る集中豪雨と、夏季から秋季にかけての台風に伴う大雨や高潮を原因とする洪水や土砂災害がその主たる災害です。

辻堂地区では東側を流れる引地川からの氾濫による影響が辻堂元町六丁目、辻堂太平台二丁目、辻堂太平台一丁目、辻堂東海岸一丁目、辻堂東海岸二丁目、辻堂東海岸三丁目及び辻堂東海岸四丁目に及ぶ可能性があります（図4参照）。また、下水があふれる内水氾濫は辻堂地区の至る所で発生が懸念されます。土砂災害の危険がある地区は辻堂太平台一丁目と辻堂太平台2丁目の狭い地域に限定されます。自分の家が浸水想定域に入っているかどうかについては下記の洪水・内水、土砂災害ハザードマップを参照して、自宅や近隣が洪水・内水浸水想定地域になっているか、土砂災害の危険区域に入っているか、などを確認することがまず第一に重要です。また、津波の時と同様藤沢市カメラ監視システム（引地川）や国土交通省「川の防災情報」などを常時から監視しておくとうよいと思います。

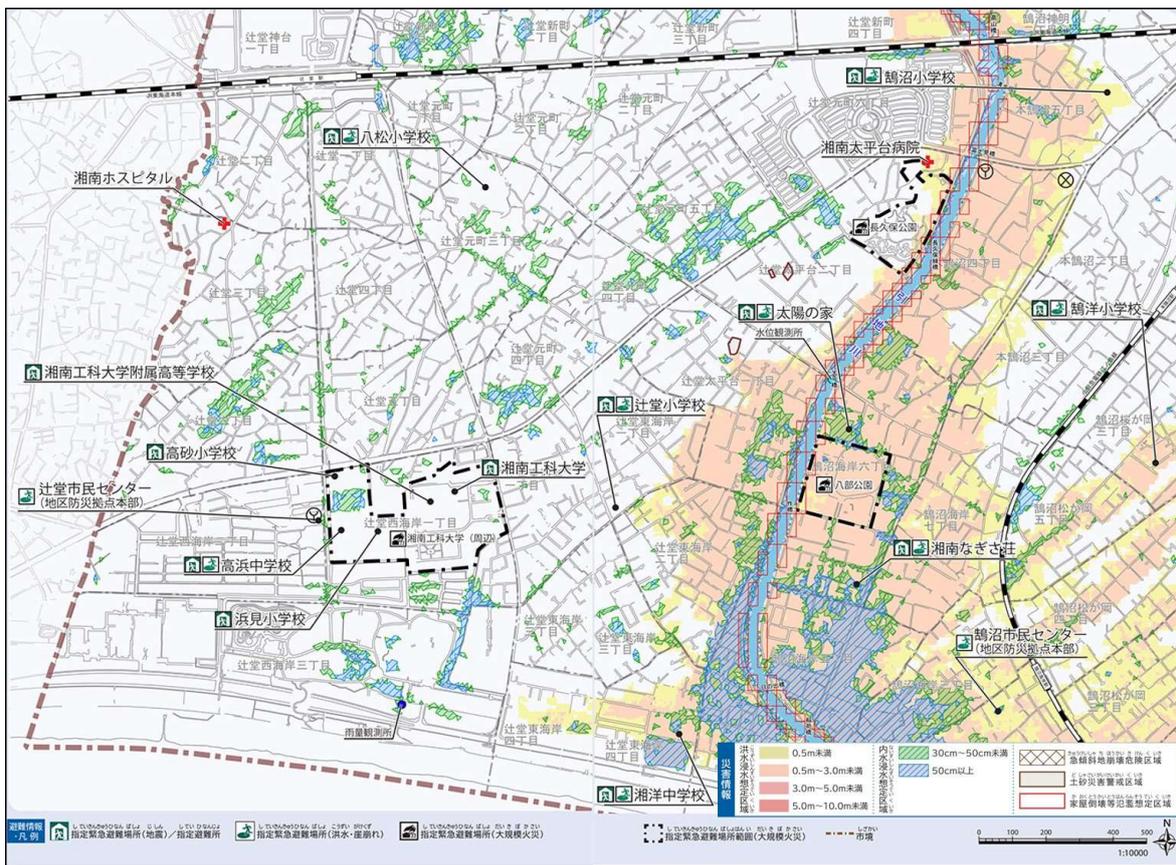


図4：辻堂地区洪水・内水、土砂災害ハザードマップ（「藤沢防災ナビ」P73-74を元に作成）。

4. 避難をはじめるタイミング

災害が我々にふりかかるか、あるいは降りかかりそうになって、避難をはじめてから災害を乗り越えて通常の生活に戻るまでにはいろいろな場合と段階があり、それぞれの人によって場合が異なることが多々あります。それらすべての場合について記載することは不可能なので、ここでは、とりあえず命を守るための避難行動についてのみ記します。

避難をするためには、どこに避難をするのか、避難のためにどのような準備をすればよいのか、ということを決めて明らかにしておくことも重要ですが、その中でも命を守るためにとりわけ重要なのは、“いつ”避難をはじめるのか、というタイミングです。このタイミングはふりかかってくる災害の種類によっても異なります。ここでは、地震・津波・風水害の場合について、避難行動を起こすタイミングについて考えます。

4-1. 地震の場合

大きな地震の発生を事前に予知することは現在の科学では一般的に不可能と考えられますので、地震はある日ある時突然に我々を襲うと考えておく必要があります。

地震が発生した場合に自身がどこにいるか、で対応が異なってきますが、ここでは自宅にいる場合のことを考えます。最近では耐震構造を持った建物が大部分を占めていますが、木造住宅の場合は、新たな耐震基準が施行された1981年よりも前に建てられた、いわゆる旧耐震の建物の場合は震度6弱以上では倒壊するおそれがあります。このため、避難行動をとるのは下記のようないくつかの場合が考えられます。

○自宅にいて家が倒壊し、その中に閉じ込められた場合：まずは大きな声で助けを呼びましょう。誰かが助けに来てくれて無事倒壊家屋から脱出したら、歩行等が問題なくできる時には避難場所に行くことを考えます。

○自宅にいて家が倒壊しなくても、家屋が一部破損して、そのまま居続けると余震で倒壊するおそれがある場合は直ちに避難行動を起こす必要があります。

○自宅が1981年以降に建てられて、倒壊等の恐れがない場合でも、停電になったり水道が止まったりして、生活が大変不便になると考えられた場合は避難所に行くことを考えましょう。

藤沢市では、地震などに際して避難所として使える指定避難所が開設されますので、そこを目指しましょう（図8）。

4-1-1. 南海トラフ地震の場合

近い将来南海トラフ沿いに巨大な地震が発生することが懸念されています。南海トラフ地震に関しては、地震の発生を直前に知らせる地震予知はできないものの、地震本部の検討によって、事前に地震発生の可能性が高まっていることを知らせることができる場合があると考えられています。これには以下の3つの場合があると考えられています。(1)南海トラフの東又は西半分でM8クラスの地震が発生した場合に、残りの半分が遅れて地震を起こす場合（半割れケース）、(2)南海トラフ地震の想定震源域内でM7クラス程度の地震が発生した場合、それが引き金となって巨大地震が遅れて発生する場合、(3)南海トラフ地震の想定震源域内で、人に感じないようなゆっくりしたプレート間すべりが発生している場合。これらの場合には「南海トラフ地震臨時情

報」が気象庁より発出されます。この場合、上記のうち(1)の状況が確認された場合は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」という形で発令されますので、この時は高齢者等の避難が必要になる可能性があります（対応は自治体で決められます）。それ以外の場合は、通常通りの生活を営みながら、地震の発生に注意する、という対応になります。詳細については下記の気象庁のホームページを参照してください：

https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html

4-2. 津波の場合

マグニチュードが7を超えるような大きな地震が海底で発生した時に津波が発生します。津波はこれ以外にも海底火山の噴火や地すべりが海中に突入するような時にも発生することがありますが、辻堂に住む我々にとっては、一番怖いのは相模湾や南海トラフなどで発生する巨大地震による津波でしょう。

よく言われるように、海岸付近にいる時に揺れを感じたら、直ちに高いところに避難することが重要です。海に入って泳いでいたり、サーフィンをしているような場合は、揺れを感じないかもしれませんが、図5に示すような津波フラッグが掲げられているのを見たら、津波警報が出ていることを知らせているので、直ちに海から上がって高いところに避難します。なお、鵜沼海岸には津波避難タワーが設置されているので、これを利用することも考えておきましょう（図6）。また、このほかに市内各所には津波の際に避難が可能な津波避難ビルが浸水想定地域内の各所に設けられていますので、平常時よりどこに津波避難ビルがあるのか、津波ハザードマップなどで確認しておくことが重要です。

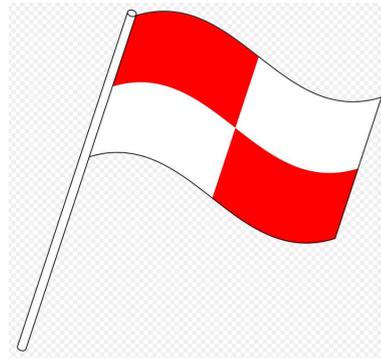


図5：津波フラッグ（Wikipedia より）

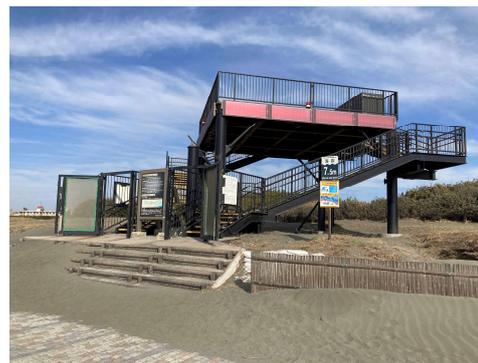


図6：鵜沼海岸に設置されている津波避難タワー

4-3. 風水害の場合

最近増えているのが台風や線状降水帯などの豪雨による洪水や内水氾濫あるいはそれに伴うがけ崩れなどの土砂災害による被害です。風水害が地震や津波と異なるのは、災害が2、3日前からある程度その発生が予測され、警戒の度合いによって国からの警報や市町村からの避難指示などが出されることが多いため、早めの避難を行うことで命が助かる確率が高くなるということです。しかしながら、それにもかかわらず、必ずしも適切な時期の避難が行われずに人的被害を出すケースも後を絶ちません。

このような残念な事態を少しでも低減するためにはいくつかの工夫が必要になるようです。それが“避難スイッチ”と呼ばれるもので、各自がどのタイミングで避難を開始するか、ということをあらかじめ決めておき、訓練などを行うことで、避難のタイミングを間違えないように避難

のスイッチを入れて避難する，ということです。これをうまく進めるために，以下のようなステップが必要です：(1)避難スイッチを決めるための情報を収集する，(2)集めた情報に基づき，どの段階で避難をするのか，を決める，(3)実際の災害が接近しつつあるときに，TVの予報やネットの防災情報，近くの川に設置されている監視カメラのモニタ，防災無線や防災ラジオ等からの避難指示の確認，等を行って避難スイッチを入れる。なお，自分の避難スイッチを決めたらそれがうまく作動できるかについて，平時から訓練をしておく必要があります。また，こうした事前の準備は個人で行っても良いのですが，近隣の住民や町内会等で話し合いながら情報を共有して，決めておくというのも大変有効な方法です。こうすることでいざという時に隣近所への声掛けができて避難を円滑に進めることができます。

公的な情報としては，気象庁が発令する警戒レベルと自治体が発令する高齢者避難や避難指示等の行動を促す情報があります。図7は内閣府のホームページに掲載されているものです。これをよく読んで理解しておくことが重要です。自治体が発令する行動を促す情報は気象庁の発令する警戒レベルとは独立に行われることに注意しなくてはなりません。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員退避	避難指示(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象情報悪化	自らの 避難行動を確認	大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への 心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

市町村が発令

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない当の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 (注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

図7：気象庁の発令する警戒レベルと市町村の発令する行動を促す情報（内閣府資料より）

## 5. 個別避難計画の作成

個別避難計画とは、災害や緊急事態が発生した場合に、自分自身や家族が安全に避難するために、事前に計画を立てることです。具体的には、自宅や職場などにおいて、火災や地震・洪水などの災害が発生した場合にどのような行動をとるか、どこに避難するか、必要な物品や連絡先などをまとめた計画書を作成することが一般的です。

また、ご自身が避難行動をとる際に、ご家族以外の方の助力が必要か否かで避難行動の計画が大きく異なります。そこで、本節では、避難行動をとる際に、他人の助力を必要としない人と他人の助力を必要とする人に分けて避難行動計画をどのように作成するのか、について手順を説明します。

### 5-1. 他人の助力を必要としない場合の避難計画の作成

地震や津波、風水害などの自然災害に際して、避難行動を起こそうとするときに、自分一人でも避難所に行ける人でも、常日頃よりこうした事態を想定した準備が必要です。具体的には以下のような準備をしておく必要があります。

- (1) 非常用の持ち出し袋の準備と屋内の地震対策：バックパックなどいつでも持ちだせるものを用意し、その中に懐中電灯、非常用食料、常備薬、衛生用品、等を準備しておく。「ふじさわ防災ナビ」の「第2章 後悔しないためにも備えよう」をよく読んで準備するとよいと思います。また、地震の揺れでけがをしないためにも倒れやすい家具などの固定や寝具のそばにタンスを置かないなどの措置をしておく必要があります。
- (2) 緊急連絡先の選定と確認及び安否確認の方法：避難行動を起こす際に、自分が無事であることやどこに避難するかなどを家族や知人に知らせておく必要があります。また、そのことは事前にそのことを知らせておく必要があります。
- (3) 避難所の選定（一時避難場所と避難所）：市の避難先一覧（図8）や防災マップ（図9）で自分の行くべき避難所を確認しておく必要があります。
- (4) 避難経路の選定（できれば複数）と確認：自宅から最寄りの避難場所までの経路を確認し、実際に歩いてみるのが重要です。その経路上で、災害の発生時に障害になりそうな場所が

2022/1/17現在

No	名称	所在地	指定緊急避難場所（洪水（内水氾濫を含む）・崖崩れ）				指定避難所	福祉避難所（一次）	指定緊急避難場所（大規模火災）	備考	連絡先（地区防災拠点本部）	
			避難スペース※1	要配慮者用		ペット用						
			避難スペース	駐車場※2	バリアフリートイレ	避難スペース※3						
92	辻堂市民センター 【地区防災拠点本部】	辻堂西海岸2-1-17	○	○	○	○	○	○				
93	辻堂小学校	辻堂東海岸1-17-1	○	○	○	○	○	○				
94	浜見小学校	辻堂西海岸1-4-1						○				
95	高砂小学校	辻堂西海岸1-3-1						○				
96	八松小学校	辻堂元町3-1-6	○				○	○				
97	湘洋中学校	辻堂東海岸4-17-1	○	○	○	○	○	○				
98	高浜中学校	辻堂西海岸1-4-3	○	○	○	○	○	○				
99	湘南工科大学	辻堂西海岸1-1-25						○				
100	湘南工科大学付属高等学校	辻堂西海岸1-1-25						○				
101	湘南工科大学（周辺）	辻堂西海岸1-1-25他						○				
102	長久保公園	辻堂太平台2-13-35						○				

※1 避難スペースは、状況に応じて変更・増設する可能性があります。

※2 要配慮者用駐車場については、敷に限りがあるため、満車場合があります。予めご了承ください。

※3 ペット用避難スペースについては、受入れ頭数の制限があります。また、受入れスペースが屋外の場合がありますので予めご了承ください。なお、ゲージについて用意がありませんので、各自でご持参ください。

図8：辻堂地区の避難先一覧

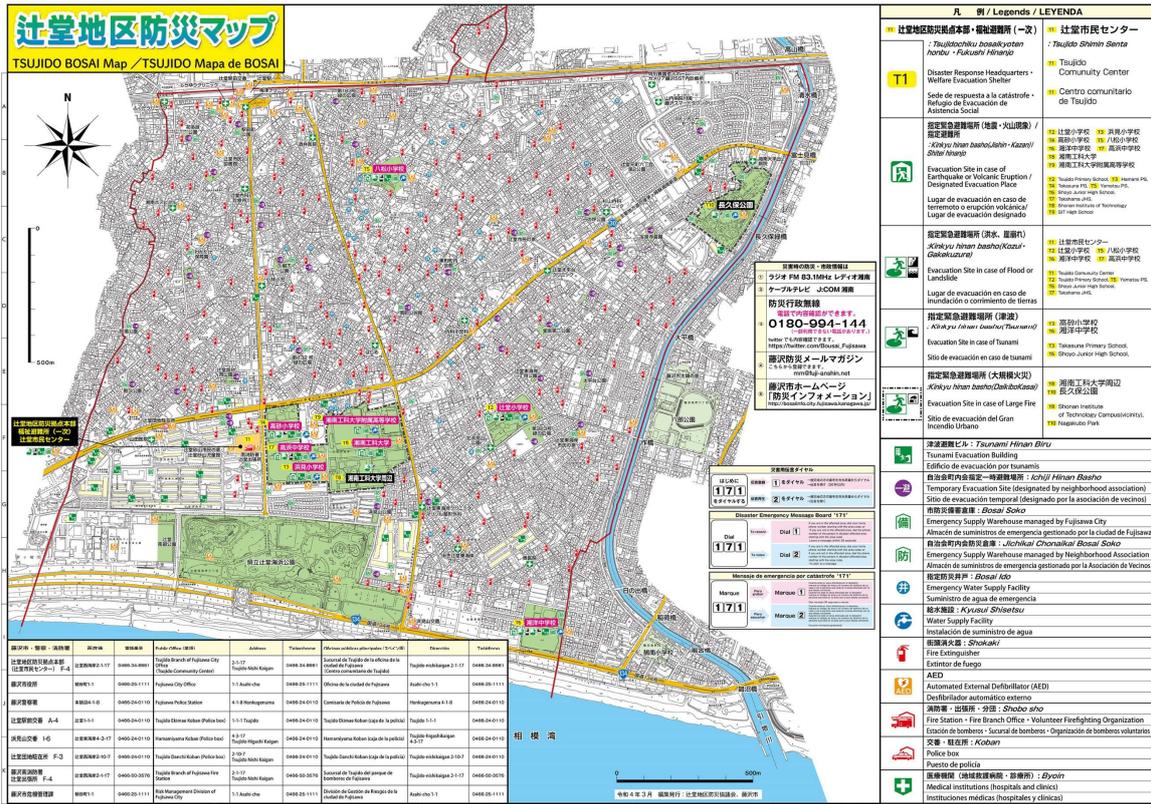


図9：辻堂地区防災マップ

ある場合は可能な限り別の経路やう回路など、複数の避難経路を選定しておくことが推奨されます。

以上の準備を行い、実際に避難訓練等を通じていざという時に備えることができれば安心です。なお、年を経るに従い設定した避難路が使えなくなる場合があることも考え、一年に一度は避難訓練を行って、もし避難行動に支障がでそうであれば別の避難経路を設定しなおすことが必要です。

### 5-2. 他人の助力を必要とする場合の避難計画の作成

高齢の方や心身に障害があつて、自然災害に直面して自宅等から避難をする際に、自分一人では避難所までいけない方々はどうやって避難すればよいのでしょうか。ご家族がいれば避難できるという方もいると思いますが、そうでない人もいます。これらの方々は希望すれば“避難行動要支援者”として、市が準備する名簿に登録され、各市民センターや町内会等の支援する立場の方々に情報が共有されています。この名簿に登録されている方々も必要な助力の程度は様々ですが、大切なことは民生委員や介護で常時お世話をされている事業者の方々ばかりでなく、近くにお住いの町内会の方々の協力が必要になる場合があるため、常日頃より町内会など近隣の方々の目に見える関係を築いておくことがとても重要だということです。

最近、地震・津波や風水害などの自然災害に際して、こうした避難に助力が必要な方々が犠牲になるケースがたびたび報道されています。その一方で、隣近所の方々による声掛けによって命

が助かったというケースも見受けられています。地震・津波や風水害などの自然災害が襲来する状況においては普段お世話になっている民生委員や介護事業者の方々などが必ずしも助力に駆けつけられる状況にはない可能性もあるため、平常時においても町内会などのご近所付き合いが防災にはとても役に立つことが考えられているのです。

そこで、災害時にどうすればこのような助力を必要とする方々の命を救えるか、が国や自治体においても喫緊の課題として取り上げられています。要支援者の個別の避難計画を作成するにあたっては、ご本人が中心となって、家族、近隣住民、民生委員、福祉事業者、防災・福祉行政の関係者等の関係する人たちが相互に理解を深めることによって、よりよい避難計画を作ることが可能になります。このため、これらの方々を仲介するコーディネータも必要になると思います。現在辻堂地区防災協議会では個別避難計画のワーキンググループを作って、このようなコーディネータを務めるべく作業を進めています。

なお、要支援者の方であっても、前節（５．１）で記載した「(1)非常用の持ち出し袋の準備と屋内の地震対策」など、自分でできる準備は怠りなく実行しておくことが必要です。

### 5-2-1. 避難行動要支援者のための避難計画の作成手順

避難行動要支援者の避難計画の作成をはじめるとあたっては、まず要支援者（あるいはその方の意思を代弁できる家族などの代理の方）と支援を行う町内会や福祉事業者等とのコミュニケーションを十分にとっておくことが必要です。お互いの理解と信頼関係が作れないとよい避難計画はできないと考えられます。辻堂地区では、こうした取り組みを既におこなっているいくつかの町内会があります（例えば辻堂東海岸二丁目、太平台明和会等）。これらの方々の経験を知ることから始めましょう（下記と次頁の囲みを参照）。

町内会と要支援者との意思疎通と相互理解が得られたら、以下の手順に従って個別の避難計

辻堂東海岸2丁目町内会 避難行動要支援者の支援の取り組みについて

辻堂東海岸2丁目町内会 松木武美

この取り組みの目的は個別訪問を行って、避難時に希望する支援内容や居住状況を聞き取り、それをもとに支援者を決めることです。以下に令和3年度の活動内容を紹介します。

1. 藤沢市から名簿の提供を受け、町内会用の名簿作成（5月～7月）

個別訪問しやすいように、個人名簿から夫婦は世帯でくくった世帯名簿に変更。また居住状況を民生委員から入手して反映。結果92人が65世帯となった。

2. 個別訪問計画の作成（8月～9月）

1) 訪問対象は支援の要望が強い支援内容「②③」の世帯とし、19世帯となった。

2) 民生委員3名と役員3名の2名3組体制で、民生委員の担当区域毎に訪問。

3. 個別訪問の実施（10月～11月）

1) 用紙に沿って希望内容や居住状況を聞き取りした。

2) 本人以外(妻、親)の面談や、電話での聞き取りのみで面談のないケースもあった。

4. 個別訪問結果の取りまとめと支援者の割り当て（11月～12月）

支援が必要な人(注)は4名おり、支援者として近居の役員1名を割り当てた。

(注) 高齢者のみの世帯で自力歩行が困難(車イス・杖)な人、支援を希望された人

2022年度避難行動要支援者との面談結果について

太平台明和会自主防災会 吉沢繁延

- ・面談に対して皆さん好意的でした。
  - ・皆さんが大変心強いと喜んでいました。
- 「面談者：災害がもし起きた時、“助けに行く”とは約束はできないけれどもあそこにあの方が居るというを知っていればお役に立てると思う。」
- ・面談者で住んでる場所が比較的高台に位置しているため、水害や津波の時はわざわざ低い場所の辻小に避難はしない、家の二階に避難した方が安全。

支援内容

- ①：避難勧告等の情報を伝えてほしい。46人
- ②：避難施設等まで付き添ってほしい。11人
- ③：自力避難できないので手助けしてほしい。7人

- ・日頃から情報交換している方については変わりがない場合挨拶のみ。
- ・①の方については、連絡先の確認と挨拶程度で完了している。

年間の避難行動要支援者面談スケジュール

月	
4	避難行動要支援者名簿作成
5	
6	避難行動要支援者名簿配布（組毎の名簿を配布）
7	
8	避難行動要支援者との打合せ実施計画の策定
9	実施計画書に基づき避難行動要支援者との打合せを実施 打合せ結果の取り纏め
10	
11	
12	
1	
2	
3	

面談担当は、各組長と委員及び担当の民生委員の3名で実施

画を作成していきます。このために、それぞれの要支援者に対して、防災関係者、福祉関係者、支援予定者など数名のチームを作って作業を行うのが効率的だと考えられます。

(1) 要支援者の状況を確認する：要支援者との面談を行い、避難行動要支援者の状況を把握し、必要な情報を収集します。年齢、身体状況、生活環境、移動手段などを把握し、それに応じた個別避難計画を立てます。福祉事業者によっていわゆるICF（国際生活機能分類）が得られているのであればそれを参考にすることも考えてよいでしょう。面談に際しては防災担当者と要支援者を日頃から見守っている介護や福祉の関係者が同席するのがよいと思います。

(2) 災害時に声を掛けることのできる支援者を選定する：避難行動要支援者と目の見える関係にある複数の支援者を選定します。車いすでの移動が必要な場合は、移動のために4名程度の補助者が必要なることも留意しておく必要があります。近隣の方の支援だけでは移動が困難

と考えられる場合は行政の助けを借りることも考えておきましょう。

- (3) 避難場所を確認する：避難場所は自治会・町内会毎に指定避難所が決まっています（図8参照）。要支援者の場合、辻堂地区では辻堂市民センターが一次福祉避難所として指定されていますので、これに従う場合はまずは市民センターを目指すことになります。いったん市民センターに避難した後、要支援者の必要とする支援が十分でない場合は必要な支援が得られる二次的な避難場所を探してそこに移動することになります。しかし、市民センターが自宅から遠い場合など、このような手順は現実的でないかもしれません。そのような場合、もし可能であれば、近くの福祉施設等で受け入れ可能か等の調査をおこない、事前のマッチングを行っておくのが良いと考えられます。なお、避難場所として自宅避難を考えておいでの場合、地震の場合も自宅避難を考えているのであれば、ご自宅を建築された年が1981年よりも古くないか（旧耐震でないか）確認してください。もし旧耐震であれば耐震診断等を行って、必要な耐震補強等を行うよう促していただくなどのアドバイスをお願いいたします。
- (4) 連絡先を確認する：要支援者の家族や関係者、支援機関などの連絡先を確認し、必要に応じて連絡を取る方法を決定します。避難時には、避難先での連絡手段が確保されているかも確認しましょう。また、指定避難所以外に避難をした場合、支援物資などが届けられない可能性があるほか、安否確認が困難になる可能性もありますので、事前にそのような場合の連絡方法等を決めておくことが必要です。
- (5) 個別避難計画書を作成する：上記の情報をまとめ、個別避難計画書を作成します。藤沢市が用意している様式に従い、計画書には、避難場所、連絡先、必要な物品、移動手段、支援が必要な場合の連絡先などを明記します。また、計画書は常に携帯できる場所に保管し、避難時にすぐに見つけられるようにします。
- (6) 定期的に見直す：個別避難計画は、定期的に、できれば毎年、見直し、必要に応じて修正することが重要です。要支援者の状況や環境が変化した場合は、計画書を更新しましょう。また、避難計画がうまくいくかどうかを検証するために、毎年企画されている防災訓練などに参加するとよいでしょう。

以上の手順を踏んで、要支援者の個別避難計画を作成することで、災害時に適切な行動ができるように準備することができます。また、計画書は本人や家族だけでなく、支援機関や自治体にも提出することで、より円滑な避難支援が受けられるようになります。